

運賃区間 4～6km と 7～10km の区間差
について

国土交通省

運賃区間 4～6km と 7～10km の区間差について

- ◆ JR北海道の前身である国鉄における近距離区間のキロ帯及び運賃額の設定は以下のとおりとなっていた。

(1) 昭和 57 年当時のキロ帯、運賃額

- ・ 当時国鉄の運賃は全国同一制度となっており、10km までの運賃は次のとおりであった。

1～3km : 120 円、4～10km : 140 円

(2) 昭和 59 年当時のキロ帯、運賃額

- ・ 昭和 59 年 4 月に運賃改定が行われ以下のとおりとなった。

1～3km : 130 円、4～10km : 150 円

(3) 昭和 60 年当時のキロ帯、運賃額

- ・ 昭和 60 年 4 月に運賃改定が行われ以下のとおりとなった。

1～3km : 140 円、4～10km : 160 円

(4) 昭和 61 年当時のキロ帯、運賃額

- ・ 昭和 61 年 9 月に運賃改定が行われ、設定キロ帯の見直しが行われた。

1～3km : 140 円、4～6km : 170 円、7～10km : 180 円

なお、1～3km と 4～6km の区間差額は 30 円となったが、4～6km と 7～10km の区間差額は 10 円となっていた。

(5) 昭和 62 年の JR北海道設立時

- ・ 国鉄改革で設立された JR6 旅客会社の運賃は、「日本国有鉄道改革法」により設立当初において、当時の国鉄の運賃制度の内容を引き継ぐよう配慮するものとされた。

- ◆ JR北海道発足以降の 4～6km と 7～10km の運賃区間差

- ・ JR発足当時は国鉄の運賃がそのまま継承され、消費税率見直しに伴う運賃改定においても、両キロ帯の運賃はどちらも 10 円ずつ改定または据え置きとなったほか、平成 8 年 1 月の運賃改定時においても、10km までは 20 円ずつの改定をしたため、4～6km と 7～10km の区間差は 10 円のままとなった。

- ◆ 以上のとおり、国鉄時代のキロ帯設定と運賃差額がそのままとなっていたが、今回 7～10km 等の近距離運賃を見直し、利用距離に応じて相応に負担する運賃となるよう申請したところである。

○国鉄時代の運賃の設定状況

(円)

	昭和57年	昭和59年	昭和60年	昭和61年
1km	120	130	140	140
2km				
3km				
4km	140	150	160	170
5km				180
6km				
7km				
8km				
9km				
10km				

○JR発足以降のキロ帯、運賃設定状況(JR北海道)

(円)

	S62	H1	H8	H9	H26	R1
運賃	JR発足時	消費税3%	三島賃改	消費税5%	消費税8%	今回申請
1～3km	140	140	160	160	170	200
4～6km	170	180	200	200	210	250
7～10km	180	190	210	210	220	290
11～15km	220	230	250	260	260	340
16～20km	300	310	340	350	360	440

区間差	JR発足時	消費税3%	三島賃改	消費税5%	消費税8%	今回申請
1～3と4～6	30	40	40	40	40	50
4～6と7～10	10	10	10	10	10	40
7～10と11～15	40	40	40	50	40	50
11～15と16～20	80	80	90	90	100	100